

出産育児一時金

いつも お世話になっております。

今年の夏、皆様は花火を楽しめましたでしょうか。私は 22日に、ノムラと「霊山寺」の花火大会に行っていました。たにやまの屋台に並んでいる間に暑くなってきて、いろいろな満点の花火観望でしたが、大興奮しました。花火って... いいですね...

さて、今回は 出産育児一時金 についてです。

◎ 出産育児一時金とは ...

健康保険に加入している被保険者およびその被扶養者が出産した時に協会けんぽが、一児につき42万円が支給されるものです。

(※産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産は39万円となります。)

☆ この際、「直接支払制度」や「受取代理制度」を利用すると、医療機関が直接 (けんぽ協会より) 出産育児一時金を受け取りとなり、被保険者がまとめて支払う出産費用の負担を軽減することができます。

この制度では、出産にかかった費用が

- 支給額の範囲内であった場合 → 差額分も協会けんぽより受け取りすることができます。
- 支給額を越えた場合 → 超えた額を医療機関へお支払いいただきます。

詳しくは当事務所までお問い合わせ下さいませ！

この「出産育児一時金」をはじめ、出産・育児に関する給付制度は (ほかにもあります)。

出産・育児は何かとお金がかかるもので、こういった制度を活用し、賢くお財布を回してくださいね。

